

ワンルームマンションに関する規制について

第2回 豊島区税制度調査検討会議
平成25年7月30日
資料 2-3

1. 23区の規制状況

平成25年4月1日現在、施行予定を含む

規制法令		区名
条例	18	中央、港、新宿、文京、台東、墨田、江東、目黒、大田、世田谷、渋谷、中野、豊島、北、荒川、板橋、練馬、江戸川
要綱	4	千代田、品川、杉並、葛飾
基準	1	足立
計	23	

※1 平成19年7月以降に条例制定(8区)【文京、墨田、江東、目黒、大田、中野、北、荒川】

※2 平成19年7月以降に要綱制定(2区)【品川、杉並】

2. 規制による最低専用面積

最低専用面積	条例	規則(要綱・基準)	計
20㎡	3 港、豊島、品川	0	3
25㎡	14 中央、新宿、文京、台東、墨田、江東、目黒、大田、世田谷、中野、北、荒川、板橋、練馬	4 千代田、杉並、足立、葛飾	18
28㎡	1 渋谷	0 -	1
30㎡	1 江戸川	0 -	1
計	19	4	23

※ 最低専用面積を用途地域に応じて規制している場合は、最小の専用面積とした。
最低専用面積は、寮又は寄宿舎の用途の場合や個人事業主が建築の場合を除く。

3. ファミリー向け住戸の設置等

住戸の専用面積の規制のほか、戸数や基準に応じてファミリー向け住戸の設置や専用面積を確保しているのが20区である。

- (1)ファミリー向け住戸の設置(19区) 【千代田、中央、港、新宿、文京、台東、墨田、品川、目黒、大田、世田谷、渋谷、中野、杉並、北、荒川、板橋、足立、葛飾】
- (2)住戸の専用面積の確保 【江戸川】
- (3)ファミリー向け住戸の附置規定が無い 【江東、豊島、練馬】